

## 北大阪商工会議所「広告掲載」利用規約

### (適用の範囲)

第1条 本規約は北大阪商工会議所(以下「商工会議所」という)の会報に掲載する広告(以下「広告掲載」という)の利用に係る一切の關係に適用する。

### (利用対象者の資格)

第2条 利用対象者は、商工会議所の会員に限る。また商工会議所が特別に認めた者に限る。

### (利用手続き)

第3条 広告掲載の利用を希望する者は、本規約を承諾のうえ、所定の広告掲載利用申込用紙に記入し提出することにより、申し込みを行う。  
ただし、掲載回数は原則3回以上とする。

2 商工会議所は、前項の規約による申し込みを適当と認めた場合はこれを承諾するものとする。

3 商工会議所は、原則として申込みのおこなわれた広告物(以下「広告物」という)をそのまま掲載する。但し、申し込みをした者の広告物の内容等が不適当と商工会議所が判断した場合には、掲載しない場合がある。

### (広告掲載の変更及び中止)

第4条 商工会議所は、特段の事情により必要と認めた場合は、広告掲載申込者に広告掲載の一部または全部の変更を求めることがある。

2 商工会議所は、特段の事情により止むを得ず広告掲載を中止することがある。このときは広告掲載申込者に通知する。

### (広告掲載の停止)

第5条 商工会議所は、発送する広告物の掲載内容が下記の各号のいずれかに該当し、または該当する恐れがあると判断した場合には、第4条第2項の規約にかかわらず、利用者に事前に通知することなく、広告物の掲載を停止するこ

とができるものとし、以降の利用を停止する権限を有する。

- 一. 法規及び公序良俗に違反する場合
- 二. 人権を侵害する表現がある場合
- 三. 事実誤認、虚偽または誇大な表現がある場合
- 四. 投機・射幸心をあおる表現がある場合
- 五. 選挙運動、寄付行為文またはこれに類似する表現がある場合
- 六. 著作権、プライバシーを侵害する場合又は不利益を与える場合
- 七. 商工会議所が指定する日までに広告掲載利用料が支払われない場合
- 八. その他、商工会議所が不相当と判断する場合

#### (広告掲載の中断)

第6条 商工会議所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的に広告掲載の一部または全部を中断する場合がある。

- 一. 商工会議所の判断で緊急を要する場合
- 二. 停電、天災など不可抗力により広告掲載の提供をできなくなった場合
- 三. その他、運用上、商工会議所が一時的な中断を必要と判断した場合

#### (損害賠償責任)

第7条 広告掲載申込者は、本規約に違反しまたは広告掲載を行ったことに関して、商工会議所に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

- 2 広告掲載申込者は、本規約に違反しまたは広告掲載を行ったことに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、広告掲載申込者自身で解決するものとし、商工会議所に損害を与えることのないものとする。
- 3 商工会議所は、広告掲載の変更、中止、中断及び掲載に関して、広告掲載申込者が損害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務を負わないものとする。

#### (広告掲載利用料)

第8条 広告掲載申込者は第3条第2項の承認を受けたあと商工会議所が発行する請求書に基づき広告掲載料を支払うものとする。

(規約の変更)

第9条 商工会議所は、広告掲載申込者の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することがあり、広告掲載申込者は変更後の規約の適用を受ける。

(雑則)

第10条 この規約に定めのない事項で定めのないものは商工会議所と広告掲載申込者が協議した上で解決するものとする。

(施行細則の制定)

この規則を施行するため、別に細則を定めるものとする。

付則：

(平成23年2月21日制定)

この規則は平成23年2月21日より適用する。

## 「広告掲載」利用細則

(会報発行部数)

第1条 会報の発行部数は、商工会議所会員事業所数を基準とする。

(会報配布先)

第2条 会報の配布先は、商工会議所管内・管外に所在する会員事業所及び関係諸機関とする。

(会報発行日)

第3条 会報の発行日は、年間発行スケジュールによる。

(原稿締切日)

第4条 原稿の締切日は、原則掲載月の前々月末日とし、原稿を商工会議所に提出するものとする。入稿方法については別紙の通りとする。

(原稿の確認)

第5条 依頼者は、指定された期日までに校正済原稿を商工会議所に提出する。校正済原稿に不備があり、依頼者に不利益が生じた場合、商工会議所はその責を負わない。

(利用料金)

第6条 広告掲載利用料金については別紙料金表の通りとする。

付則：

(平成23年2月21日制定)

この規則は平成23年2月21日より適用する。